

省エネルギー化・有機質肥料活用のための資機材整備緊急対策事業

産地支援課

1. 目的

原油価格や物価の高騰が多くの農業者の経営に深刻な影響を及ぼしていることから、農業者の経営の継続に向けた支援が急務となっている。

そこで、本事業では、原油価格・物価高騰による影響を受けつつも経営を継続している農業者が、生産を回復し、今後も経営を継続できるような環境を整えるために必要な機械・設備等の導入を支援する。

2. 事業内容

農業者の経営継続のために必要な施設（パイプハウス）の省エネルギー化、肥料コスト低減に資する以下の機械・設備等の導入を支援。

(1) 省エネルギー化推進事業

ア 省エネハウス資材	(補助上限：158万円/10a)
イ ヒートポンプ	(補助上限：80万円/10a)
ウ 保温性向上ビニール資材	(補助上限：15万円/10a)
エ 自動谷換気装置	(補助上限：32.5万円/10a)
オ 自動サイド換気装置	(補助上限：22.5万円/10a)
カ 二重被覆資材	(補助上限：88万円/10a)
キ LED照明資材	(補助上限：30万円/10a)

2) 肥料コスト低減推進事業

ク マニュアルスプレッター	(補助上限：400万円/1件)
ケ ブロードキャスター	(補助上限：100万円/1件)
コ バケットローダー	(補助上限：400万円/1件)

3. 事業実施主体

農業者、又は、農業者の組織する団体

なお、農業者とは、経営耕地面積が30a以上、又は1年間における農産物販売金額が50万円以上の農業を行う者。

4. 補助率 総事業費の1/2。(補助金額は導入する機械・設備ごとに定めた上限金額以内) ただし、1件当たりの総事業費の下限は30万円とする。

5. 補助要件

- (1) 機械・設備等の導入は単純更新ではないこと。
- (2) 2のクからコの機械が導入できるのはコントラクター等とする。

6. 予算額 113,098千円

7. 申込方法

(1) 方法

申請方法は以下のとおり

- ア しまね電子申請システムによる申請
- イ 郵送等又は電子メールにより各市町村又はJAしまね各地区本部でとりまとめの上、隠岐支庁農林水産局及び各農林水産振興センターの農業振興課経由で県庁産地支援課へ申請

(2) 申請期限

産地支援課提出期限：令和5年10月6日(金) 17時

〈事業の流れ〉

